

高齢者の労働災害防止の推進

労働安全衛生法改正の主なポイント②

本誌では、令和7年5月14日に公布された労働安全衛生法改正のポイントを解説しています。

本年4月1日に施行される高齢者の労働災害防止の推進に関し、2月10日付けで「高年齢者の労働災害防止のための指針」が公示されましたので、同指針について解説します。

高齢者の労働災害防止の推進 [施行期日：令和8年4月1日]

事業者の努力義務化

事業者は、高年齢者の労働災害の防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされました（安衛法第62条の2第1項関係）。そして、高年齢労働者の労働災害防止に必要な作業環境の改善、作業管理などの必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとされており、指針は、本年2月10日に公表され4月1日から施行されます。

この指針においては、事業者は、各事業場における高年齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国や関係団体等による支援も活用して、実施可能な高年齢者労働災害防止対策に積極的に取り組むことが必要であるとされています。

職場環境の改善

手すりの設置や段差の解消、作業場所の照度確保や、重量物を取り扱う際の身体負荷を軽減する補助機器の導入、作業台の高さ改善など高年齢者の身体機能の低下を補うための設備や装置などの改善を行うこと、特に「暑熱作業への対応」については、一般に、高年齢者は暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており、暑さに対する身体の調節機能も低下していることから、涼しい休憩場所を整備し利用を勧奨するとともに、作業の休止時間及び休憩時間を確保し、高温多湿作業場所での作業を連続して行う時間を短縮するよう努めること、脱水症状を生じさせないよう意識的な水分補給を推奨することとされています。

健康管理

「健康状況の把握」においては、労働安全衛生法で定める雇入時及び定期の健康診断を確実に実施し、健康診断結果の高年齢者への通知に際しては、産業保健スタッフから健康診断項目毎の結果の意味を丁寧に説明する等、高年齢者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施することが望ましいこととされています。

業務の適正化

「高年齢者の状況に応じた業務の提供」としては、高年齢者の体力の状況を客観的に把握し、その体力に合った作業に従事させるとともに、高年齢者を対象とした体力チェックを継続的に行うこと、「高年齢者に対する安全衛生教育」については、法令に基づく教育を確実に行之、高年齢者が自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながることを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが望ましいとされています。

その他

運輸業は、危険有害業務を伴う労働災害リスクの高い業種としてあげられており、運転適性の確認を重点的に行うことが例示されています。

高年齢者が安心安全に働く職場環境の整備に意欲のある中小企業における取組を支援する補助制度も活用して、職場環境の改善を図ることが望まれます。

高年齢者の労働災害防止のための指針概要

第1 趣旨

労働安全衛生法第62条の2第2項に基づき、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高年齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めなければならない措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るため定めたもの。

第2 事業者が講ずべき措置

以下の1～5に掲げる事項について、各事業場における高年齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国、関係団体等による支援も活用して、実施可能な対策に積極的に取り組むことが必要である。

1 安全衛生管理体制の確立等

- 経営トップによる方針表明及び体制整備
 - ・ 経営トップが高年齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化すること。
 - ・ 高年齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合うこと。
- 高年齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施
 - ・ 高年齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めること。

2 職場環境の改善

- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
 - ・ 高年齢者が安全に働き続けられるよう、施設、設備、装置等の改善を行うこと。
- 高年齢者の特性を考慮した作業管理
 - ・ 筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能、認知機能の低下等を考慮して作業内容等の見直しを行うこと。

3 高年齢者の健康や体力の状況の把握

- 健康状況の把握
 - ・ 労働安全衛生法で定める雇入時及び定期的健康診断を確実に実施すること。
- 体力の状況の把握
 - ・ 高年齢者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施することが望ましいこと。事業場の実情に応じて青年、壮年期から実施することが望ましいこと。
- 健康や体力の状況に関する情報の取扱い
 - ・ 「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応を行うこと。

4 高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応

- 個々の高年齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置
 - ・ 健康や体力の状況を踏まえて必要に応じ就業上の措置を講じること。
- 高年齢者の状況に応じた業務の提供
 - ・ 高年齢者に適切な就労の場を提供するため、職場環境の改善を進めるとともに、働き方のルールを構築するよう努めること。
 - ・ 高年齢者の業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮すること。
 - ・ 高年齢者の治療と仕事の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めること。
- 心身両面にわたる健康保持増進措置
 - ・ 集団及び個々の高年齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいこと。
 - ・ 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」、「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」等に基づく取組に努めること。

5 安全衛生教育

- 高年齢者に対する教育
 - ・ 法令に基づく教育等を確実に行うこと。また、作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするため十分な時間をかけること。中でも、高年齢者が再雇用や再就職等により経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行うこと。
- 管理監督者等に対する教育
 - ・ 管理監督者等に対し、高年齢者特有の特性と高年齢者の安全衛生対策について教育を行うこと。

第3 労働者と協力して取り組む事項

事業者は、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努める必要があり、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めること。

第4 国、関係団体等による支援

事業者は、国、関係団体等による支援策を有効に活用すること。